

幸田町監査公示第2号

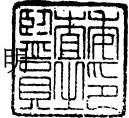
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和8年6月30日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 松 本 忠 明



記

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項及び幸田町監査基準第2条第1項第3号の規定による監査

2 監査の期日

令和8年6月30日

3 監査の対象

団体名	補助金等の名称及び金額（千円）	担当課
社会福祉法人 幸田町社会福祉協議会	幸田町社会福祉団体活動促進補助金 47,926	健康福祉部福祉課
姉妹都市友好交流推進委員会	姉妹都市友好交流推進事業交付金 300	企画部企画政策課

4 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているか。

5 監査の実施内容

幸田町監査基準により、関係書類及び関連調書について、あらかじめ担当課に提出を求め、事前確認した上で、監査の着眼点に照らし、担当課及び対象団体の職員から説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿って行われていると認める。